

直結増圧式給水設計施工基準 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>2 定義</p> <p>直結増圧式給水とは、<u>10階建て程度までの中高層建物</u>に対して受水槽を経由せず、給水管の途中に直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を設置し給水する方式をいう。</p> <p>3 適用要件</p> <p>直結増圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象区域は、<u>給水区域内で次の条件をすべて満たす区域とする。</u></p> <p>ア <u>吉田地域、桜島地区、喜入地域、松元地域及び郡山地域（以下「旧5町地域」という。）は、申請地付近の配水管等の水圧を連続72時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が0.245MPa以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。</u></p> <p>イ <u>旧5町地域を除く地域は、配水管の分岐箇所において、年間最小動水圧が0.196MPa以上であること。</u></p> <p>ウ <u>加圧配水系の区域でないこと。</u></p>	<p>2 定義</p> <p>直結増圧式給水とは、<u>15階建て程度までの中高層建物</u>に対して受水槽を経由せず、給水管の途中に直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を設置し給水する方式をいう。</p> <p>3 適用要件</p> <p>直結増圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象区域は、<u>給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。</u></p> <p>ア <u>給水管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。</u></p> <p>イ <u>配水管から給水管を分岐する箇所において、最小動水圧を0.15MPa以上確保できること。</u></p> <p><u>【削る】</u></p>	<p>適用口径の拡大に伴う対象制限階数の増加</p> <p>文言の整理</p> <p>対象区域から旧5町地域を制限する規定を除いたことによる条文の修正</p> <p>対象区域から旧5町地域を制限する規定を除いたことによる条文の削除をし、最少動水圧に関する条文の追加</p> <p>対象地域に加圧配水系を加えることによる条文の削除</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p>(2) 対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物で、<u>共同住宅については、1棟あたりファミリータイプで50戸までの建物とする。</u>ただし、特別に<u>管理者が認めた場合はこの限りではない。</u></p> <p>ア <u>計画1日使用水量が50m<sup>3</sup>以下であること。</u></p> <p>イ <u>瞬時最大給水量が261ℓ/min以下であること。</u></p> <p>ウ 略す</p> <p>エ <u>メーター口径50mm以下であること。</u></p> <p>(3) <u>適用除外の建築物</u> 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている<u>次の建築物は、直結増圧式給水の対象外とする。</u></p> <p>ア <u>病院などで災害時、事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの。</u></p> <p>イ 略す</p> <p>ウ <u>配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするもの。</u></p> <p>エ～オ 略す</p> <p>5 既設の受水槽式給水からの改造</p> <p>(1) <u>既設の受水槽以下設備（鹿児島市給水条例（昭和43年条例第43号）第10条第3項に規定する設備をいう。）を改造し、そのまま給水装置として使用する場合は、次の事項が給水装置としての基準を満たすものであること。</u></p> <p>ア～エ 略す。</p>	<p>(2) 対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に<u>鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。</u></p> <p>【削る】</p> <p>ア <u>瞬時最大給水量が530ℓ/min以下であること。</u></p> <p>イ <u>給水管口径が75mm以下であること。</u></p> <p>ウ 略す</p> <p>エ <u>メーター口径75mm以下であること。</u></p> <p>(3) <u>適用除外とする建築物</u> 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている<u>次に掲げる建築物は、直結増圧式給水の対象外とする。</u></p> <p>ア <u>病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの。</u></p> <p>イ 略す</p> <p>ウ <u>配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの。</u></p> <p>エ～オ 略す</p> <p>5 既設の受水槽式給水からの改造</p> <p>(1) <u>受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。</u></p> <p>ア～エ 略す。</p>	<p>適用戸数の記述の削除と文言の整理 (算定根拠の改正のため)</p> <p>最大口径の拡大に伴う計画1日使用水量・瞬時最大給水量・メーター口径の数値の改正</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p>6 事前協議等</p> <p>(1) 事前協議</p> <p>直結増圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、直結増圧式給水事前協議書(様式第1号)を<u>鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）</u>に提出し、事前協議を行わなければならない。</p> <p>また、指定給水工事業者は、直結増圧式給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。</p> <p>(2) 事前協議結果の回答</p> <p>管理者は、前号の事前協議の結果を直結増圧式給水事前協議（回答）書（様式第2号）により、申込者に回答する。</p> <p>7 給水装置工事の申込み</p> <p>申込者は、<u>直結増圧式給水協議</u>の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号、以下「規程」という。）に定める様式第1号）に維持管理誓約書（様式第3号）を添付し、<u>管理者に提出すること</u>。</p> <p>9 設計</p> <p>(1) 配水管からの分岐</p> <p>ア 略す</p> <p>イ 分岐できる給水管の口径は、分岐可能な口径（表-1）のとおりとする。<u>但し、配水管の管網が整備されていない箇所につい</u></p>	<p>6 事前協議等</p> <p>(1) 事前協議</p> <p>直結増圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という。）を通じて、直結増圧式給水事前協議書(様式第1号)を<u>管理者</u>に提出し、事前協議を行わなければならない。</p> <p>また、指定給水工事業者は、直結増圧式給水事前協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。</p> <p>(2) 事前協議結果の回答</p> <p>管理者は、前号の事前協議の結果を直結増圧式給水事前協議（回答）書（様式第2号）により、申込者に回答する<u>ものとする</u>。</p> <p>7 給水装置工事の申込み</p> <p>申込者は、<u>前項の事前協議</u>の結果、直結増圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号、以下「規程」という。）に定める様式第1号）に維持管理誓約書（様式第3号）を添付し、<u>管理者に提出するものとする</u>。</p> <p>9 設計</p> <p>(1) 配水管からの分岐</p> <p>ア 略す</p> <p>イ 分岐できる給水管の口径は、分岐可能な口径（表-1）のとおりとする。<u>ただし、配水管の管網が整備されていない箇所や、</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

現 行	改 正 案	備 考																		
<p>ては、<u>関係課と協議すること。</u></p> <p>表－1 分岐可能な口径</p> <table border="1" data-bbox="152 411 589 639"> <tr> <td>配水管口径</td> <td>分岐できる給水管の口径</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>40mm以下</td> </tr> <tr> <td><u>75mm以上</u></td> <td><u>50mm以下</u></td> </tr> <tr> <td>300mm以下</td> <td></td> </tr> </table> <p>ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。<u>但し</u>、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。</p> <p>(2) 水理計算 ア 設計水圧 設計水圧は、<u>0.196MPa</u>とする。</p> <p>イ 計画使用水量（瞬時最大使用水量） 水理計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。 (ア) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法 a 略す b 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法 <u>(優良住宅部品認定 (BL) 基準)</u></p>	配水管口径	分岐できる給水管の口径	50mm	40mm以下	<u>75mm以上</u>	<u>50mm以下</u>	300mm以下		<p><u>中高層の建物が集中している箇所については、別途その都度関係課と協議するものとする。</u></p> <p>表－1 分岐可能な口径</p> <table border="1" data-bbox="1019 411 1456 684"> <tr> <td>配水管口径</td> <td>分岐できる給水管の口径</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>40mm以下</td> </tr> <tr> <td><u>75mm</u></td> <td><u>50mm以下</u></td> </tr> <tr> <td><u>100mm以上</u></td> <td><u>75mm以下</u></td> </tr> <tr> <td>300mm以下</td> <td></td> </tr> </table> <p>ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。<u>ただし</u>、建物が独立しているものについては、各建物に引き込むことができるものとする。</p> <p>(2) 水理計算 ア 設計水圧 設計水圧は、<u>管理者が別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」又は最小動水圧が0.20MPa確保できる区域は0.20MPa、その他の区域は0.15MPaとする。</u></p> <p>イ 計画使用水量（瞬時最大使用水量） 水理計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。 (ア) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法 a 略す b 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法 <b>【削る】</b></p>	配水管口径	分岐できる給水管の口径	50mm	40mm以下	<u>75mm</u>	<u>50mm以下</u>	<u>100mm以上</u>	<u>75mm以下</u>	300mm以下		<p>適用口径の拡大に伴う表の改正</p> <p>文言の整理</p> <p>設計水圧の数値の改正 文言の整理</p> <p>基準根拠の文言の削除 (施行基準に掲載したため)</p>
配水管口径	分岐できる給水管の口径																			
50mm	40mm以下																			
<u>75mm以上</u>	<u>50mm以下</u>																			
300mm以下																				
配水管口径	分岐できる給水管の口径																			
50mm	40mm以下																			
<u>75mm</u>	<u>50mm以下</u>																			
<u>100mm以上</u>	<u>75mm以下</u>																			
300mm以下																				

現 行	改 正 案	備 考
<p>c 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法  <u>(東京都水道局中小規模集合住宅における水使用実態調査)</u>  (イ)～(ウ) 略す</p> <p>(3)～(5) 略す</p> <p>(6) メーターバイパスユニット  略す  ア メーターバイパスユニットは、<u>局承認品</u>とする。  イ 略す</p> <p>(7) 略す</p> <p>(8) 吸排気弁及び空気弁  立上がり管の末端に吸排気弁又は空気弁を設置すること。</p> <p>(9) 直圧用給水栓  増圧装置の故障、停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。</p> <p>(10) 略す</p>	<p>c 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法  【削る】  (イ)～(ウ) 略す</p> <p>(3)～(5) 略す</p> <p>(6) メーターバイパスユニット  略す  ア メーターバイパスユニットは、<u>管理者が承認した製品</u>とする。  イ 略す</p> <p>(7) 略す</p> <p>(8) 吸排気弁  立上がり管の末端に吸排気弁を設置すること。</p> <p>(9) 直圧用給水栓  増圧装置の故障時又は停電時の断水に備え、増圧系統以外に直圧用給水栓を設置すること。</p> <p>(10) 略す</p> <p><u>1.2 増圧装置の設置を猶予する特例</u>  <u>4階建て又は5階建ての建物において、配水管の水圧で最上階の末端水栓まで給水が可能な場合には、給水に支障がない間に限り、増圧装置の設置を猶予し、直結直圧式給水とすることができる。この特例の適用を受けようとする場合は、管理者が別に定める基準によるものとする。</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>末端器具の種別を吸排気弁のみに制限  (空気弁は極めて小規模の増圧系統にしか適さないため)</p> <p>文言の整理</p> <p>増圧装置の設置を猶予する特例に関する条文を追加</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p><u>1 2</u> その他 この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。</p> <p><u>1 3</u> 施行期日 この基準は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p><u>1 3</u> その他 この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。</p> <p><u>1 4</u> 施行期日 この基準は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>新たに12項を追加したことによる項繰り下げ</p> <p>新たに12項を追加したことによる項繰り下げ</p>